

水銀による環境の汚染の防止に関する法律案 参照条文

(参照法令一覧)

1. 有害廃棄物の国境を越える移動及びその処分の規制に関するバーゼル条約（平成五年十二月六日条約第七号）（抄） …… 1
2. 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年十二月二十五日法律第三百三十七号）（抄） …… 3
3. 外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年十二月一日法律第二百二十八号）（抄） …… 3
4. 鉱業法（昭和二十五年法律第二百八十九号）（抄） …… 3

○有害廃棄物の国境を越える移動及びその処分の規制に関するバーゼル条約（平成五年十二月六日条約第七号）

附属書 IV 処分作業

A 資源回収、再生利用、回収利用、直接再利用又は代替的利用の可能性に結びつかない作業

このA表は、資源回収、再生利用、回収利用、直接再利用又は代替的利用の可能性に結びつかない処分作業であって実際に行われるすべてのものを含む。

D 1 地中又は地上への投棄（例えば、埋立て）

D 2 土壌処理（例えば、液状又は泥状の廃棄物の土中における生物分解）

D 3 地中の深部への注入（例えば、井戸、岩塩ドーム又は天然の貯留場所へのポンプ注送が可能な廃棄物の注入）

D 4 表面貯留（例えば、液状又は泥状の廃棄物をくぼ地、池又は潟に貯留すること。）

D 5 特別に設計された処分場における埋立て（例えば、ふたをされ、かつ、相互に及び周囲から隔離されている遮水された区画群に埋め立てること。）

D 6 海洋を除く水域への放出

D 7 海洋への放出（海底下への挿入を含む。）

D 8 この附属書において他に規定されていない生物学的処理であって、その結果生ずる最終的な化合物又は混合物がこのA表に掲げるいずれかの作業方法によって廃棄されることとなるもの

D 9 この附属書において他に規定されていない物理化学的処理であって、その結果生ずる最終的な化合物又は混合物がこのA表に掲げるいずれかの作業方法によって廃棄されることとなるもの（例えば、蒸発、乾燥、煨（か）焼、中和、沈殿）

D 10 陸上における焼却

D 11 海洋における焼却

D 12 永久保管（例えば、容器に入れ鉢坑において保管すること。）

D 13 このA表に掲げるいずれかの作業に先立つ調査又は混合

D₁₄ このA表に掲げるいずれかの作業に先立つこん包

D₁₅ このA表に掲げるいずれかの作業が行われるまでの間の保管

B 資源回収、再生利用、回収利用、直接再利用又は代替利用に結びつく作業

このB表は、有害廃棄物であると法的に定義され又は認められている物であって、このB表に掲げる作業が行われなかった場合には、A表に掲げる作業が行われていたはずのものに関するすべての作業を含む。

R₁ 燃料としての利用（直接焼却を除く。）又はエネルギーを得るための他の手段としての利用

R₂ 溶剤の回収利用又は再生

R₃ 溶剤として使用しない有機物の再生利用又は回収利用

R₄ 金属及び金属化合物の再生利用又は回収利用

R₅ その他の無機物の再生利用又は回収利用

R₆ 酸又は塩基の再生

R₇ 汚染の除去のために使用した成分の回収

R₈ 触媒からの成分の回収

R₉ 使用済みの油の精製又はその他の再利用

R₁₀ 農業又は生態系の改良に役立つ土壌処理

R₁₁ R₁からR₁₀までに掲げる作業から得られた残滓（し）の利用

R₁₂ R₁からR₁₁までに掲げる作業に提供するための廃棄物の交換

R₁₃ このB表に掲げるいずれかの作業のための物の集積

○廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年十二月二十五日法律第三百二十七号）

（定義）

第二条 この法律において「廃棄物」とは、ごみ、粗大ごみ、燃え殻、汚泥、ふん尿、廃油、廃酸、廃アルカリ、動物の死体その他の汚物又は不要物であつて、固形状又は液状のもの（放射性物質及びこれによつて汚染された物を除く。）をいう。

256 （略）

○外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年十二月一日法律第二百二十八号）

（輸入の承認）

第五十二条 外国貿易及び国民経済の健全な発展を図るため、我が国が締結した条約その他の国際約束を誠実に履行するため、国際平和のための国際的な努力に我が国として寄与するため、又は第十条第一項の閣議決定を実施するため、貨物を輸入しようとする者は、政令で定めるところにより、輸入の承認を受ける義務を課せられることがある。

○鉱業法（昭和二十五年十二月二十日法律第二百八十九号）

（適用鉱物）

第三条 この条以下において「鉱物」とは、金鉱、銀鉱、銅鉱、鉛鉱、そう鉛鉱、すず鉱、アンチモニー鉱、水銀鉱、亜鉛鉱、鉄鉱、硫化鉄鉱、クローム鉄鉱、マンガン鉱、タングステン鉱、モリブデン鉱、ひんざん、ニッケル鉱、コバルト鉱、ウラン鉱、トリウム鉱、りん鉱、黒鉛、石炭、亜炭、石油、アスファルト、可燃性天然ガス、硫黄、石こう、重晶石、明ばん石、ほたる石、石綿、石灰石、ドロマイト、けい石、長石、ろう石、滑石、耐火粘土（ゼーゲルコーン番号三十一以上の耐火度

を有するものに限る。以下同じ。)及び砂鉱(砂金、砂鉄、砂すずその他ちゆう積鉱床をなす金属鉱をいう。以下同じ。)をいう。

2 (略)

(鉱物の掘採及び取得)

第七条 まだ掘採されない鉱物は、鉱業権によるのでなければ、掘採してはならない。但し、左の各号に掲げる場合は、この限りでない。

- 一 可燃性天然ガスを営利を目的としないで、単に一家の自用に供するとき。
- 二 鉱業権の目的となっていない石灰石、ドロマイト又は耐火粘土を営利を目的としないで、単に一家の自用に供するとき。

(設定の出願)

第二十一条 鉱業権(特定鉱物以外の鉱物を目的とするものに限る。)の設定を受けようとする者は、経済産業大臣に出願して、その許可を受けなければならない。

2・3 (略)

(鉱業権の相続その他の一般承継)

第五十一条の三 相続その他の一般承継によつて鉱業権を取得した者は、経済産業省令で定める手続に従い、取得の日から三月以内にその旨を経済産業大臣に届け出なければならない。

2 経済産業大臣は、前項の規定による届出が、次に掲げる基準のいずれにも適合すると認めるときは、その旨をその届出をした者に通知し、いずれかに適合しないと認めるときは、鉱業権を譲渡するために通常必要と認められるものとして経済産業省令で定める期間内に譲渡すべき旨をその届出をした者に通知しなければならない。

- 一 その届出に係る鉱業権を取得した者が当該鉱業権の目的となつている鉱物の合理的な開発を適確に遂行するに足りる経理的基礎及び技術的能力を有すること。

- 二 その届出に係る鉱業権を取得した者が十分な社会的信用を有すること。
- 三 その届出に係る鉱業権を取得した者が第二十九条第一項第三号イからハまでのいずれにも該当しないこと。
- 四 その届出に係る鉱業権を取得した者による鉱物の掘採が内外の社会的経済的事情に照らして著しく不適切であり、公共の利益の増進に支障を及ぼすおそれがあるものでないこと。